

## 社会福祉法人岩手町社会福祉協議会評議員報酬規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人岩手町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

### (報酬)

第2条 報酬は、年額とし評議員に支給する。

2 報酬の額は、年額 17,000 円とし 10 月 1 日以降の年度内に支給する。

### (費用弁償)

第3条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

### (報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### 附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 23 日から施行する。